

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【告示】

- 保安林の指定予定
- 土地収用法に基づく事業の認定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分等

【公告】

- 土地改良事業施行認可申請の縦覧
- 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 水産動植物の採捕の指示
- 〃
- 〃

【海区漁業調整委員会】

治山課
 監理課
 道路整備課
 住宅課
 耕地課
 都市計画課
 建築指導課
 〃
 海区漁業調整委員
 〃
 〃

目次

担当課(室)

◎岡山県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

倉敷市林字中筋一四三八、字ゴキ谷一四四六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

新見市

二 事業の種類

新見市庁舎等複合施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県新見市新見字川端地内

2 使用の部分 岡山県新見市新見字川端及び字定岡地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

新見市庁舎等複合施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する庁舎を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である新見市は、本施設を第二次新見市総合振興計画で建設するべきまちづくりのために必要な施設として位置づけており、事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、市役所本庁舎外の四カ所に分散していた八課を全て集約する施設を整備するものであり、北側の市役所本庁舎と一体となった業務が可能となり、市民の利便性向上と業務の効率化に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①市役所本庁舎の周辺地域であること、②国

道や主要地方道に近く交通の利便性に優れていること、③用地取得及び使用が容易で実現性が高いことを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、市民からその実現に対する要望が強いことから、早急に施行されるべき事業と認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

新見市役所総務課

平成27年8月18日 岡山県公報 第11712号

◎岡山県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房川上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭郡新庄村字備中谷四九四番七地先から 真庭郡新庄村字備中谷四九四番一地先まで	新	四・八〇 一〇・〇	六〇・八
真庭郡新庄村字備中谷四九四番七地先から 真庭郡新庄村字備中谷四九四番一地先まで	旧	四・〇〇 九・〇	六〇・八

平成27年8月18日 岡山県公報 第11712号

◎岡山県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房川上線	真庭郡新庄村字備中谷四九四番七地先から 真庭郡新庄村字備中谷四九四番一地先まで	平成二十七年八月十八日

平成27年8月18日 岡山県公報 第11712号

◎岡山県告示第四百五号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車について次のとおり告示する。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
軽貨物自動車 ダイハツ アトレー	バン 一台	岡山四八〇い四一七四

二 条例第十六条第一項の規定による通知を行った日

平成二十七年六月二十九日

三 放置自動車が放置されている場所

和気郡和気町泉二五〇番地（県営泉団地内）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県土木部都市局住宅課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七五二六

平成27年8月18日 岡山県公報 第11712号

〔三三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

六間丘3番川（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十七年八月十八日から同年九月八日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三三六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十七年八月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一日時

平成二十七年十月八日午後一時三十分から

二 場所

倉敷市西中新田六四〇 倉敷市役所本庁五階五〇二会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十七年九月四日から同月十八日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

倉敷市に係る岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び臨港地区の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成二十七年九月四日から同月十八日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、県公報に登載するとともに、一に掲げる日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

別紙様式（その1）

意見書

平成27年8月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

職 業 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

(その2)

意見書

平成27年8月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の臨港地区の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

職 業 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三三七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市西中字東かむや畑一―一九一―二、一―一九四―二、一―一九四―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市高屋三九〇

二階 友一

三 許可番号

岡山県指令建指第八一号

平成27年8月18日 岡山県公報 第11712号

〔三三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町下竹三六三―二、三六四―一、三六五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町占見新田二六六一―一

鍋谷栄一郎

三 許可番号

岡山県指令建指第三一九号

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十七年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、笠岡地区海洋牧場海域の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

平成二十七年八月十八日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野 雄二

一 笠岡地区海洋牧場海域

次に掲げる点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ二直線、点エ、点オ及び点カの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 笠岡市白石島北東端

点イ 笠岡市高島字上浦四五一〇番バベの木鼻突端に知事が建設した標柱の位置

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点オ 点エから真方位二六〇度 八六〇メートルの点

点カ 笠岡市白石島小山山頂

二 保護区域

次に掲げる区域内においては水産動植物を採捕してはならない。

1 次に掲げる点キ及び点クを結んだ直線、点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点キ 笠岡市白石島影平ヨコゾウ突端に設置した標識の位置

点ク 笠岡市白石島弁天島東北端に設置した標識の位置

点ケ 笠岡市白石島弁天島島頂

点コ 笠岡市白石島西之浦目玉に設置した標識の位置

2 次に掲げる点サ、点シ、点ス、点セ及び点チの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点サ 北緯三四度二四分三六秒、東経一三三度三〇分五〇秒の点

点シ 点サから真方位二三七度 一五〇メートルの点

点ス 点シから真方位三二七度 二〇〇メートルの点

点セ 点サから真方位三二七度 二〇〇メートルの点

三 禁止する行為

1 船舶を使用する手釣及び竿釣で水産動物の採捕を行う場合において、次に掲げる行為をすること。

ア 十二月一日から翌年三月三十一日までの間、疑似餌針を使用すること。

イ 投錨するなどして船舶を固定して行うこと。ただし、七月一日から九月三十日までの間における午前四時から正午までの間を除く。

2 小型機船底びき網漁業の操業を、次に掲げる点ア及び点ウを結んだ直線、点エ及び点ソを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十条に規定する区域を除く。）において行うこと。

点ア 笠岡市白石島北東端

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点ソ 笠岡市白石島先西に設置した標識の位置

3 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕すること。

名 称	大 小
めばる	全長 十二センチメートル以下
かさご	全長 十二センチメートル以下
まだい	全長 十四センチメートル以下
くろだい	全長 十五センチメートル以下
きじはた	全長 二十三センチメートル以下

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日まで（三年間）

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十七年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、第二種共同漁業権つば網漁業保護のため、次のとおり指示する。

平成二十七年八月十八日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

一 禁止する漁具及び漁法

網漁具を使用する一切の漁業

二 禁止区域

1 倉敷市下津井以東の岡山県海面においては、つば網の身網及び道網の周囲五〇メートルの区域

2 倉敷市玉島黒崎以西の岡山県海面においては、陸張りつば網の身網及び道網の周囲一〇〇メートルの区域並びに沖張りつば網浮樽たもとの周囲二〇〇メートルの区域

三 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

四 指示の有効期間

平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日まで（三年間）

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十七年度第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、資源保護のため、水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

平成二十七年八月十八日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

一 禁止する水産動物の種類

まだこ。ただし、体重一五〇グラム以下のものに限る。

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

岡山県海面

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当該委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日まで（三年間）